

緊急事態宣言の発令に伴う都立学校における対応について

1 経緯

- 4月1日 春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間、臨時休業とすることを決定（ただし、島しょ地域を除く。）
- 4月7日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出＜東京都を対象として5月6日まで＞

2 都立学校における対応

都内における感染状況がさらに拡大し、感染拡大警戒地域に該当していること、都を対象とした緊急事態宣言が発出され、都においても都内全域で外出自粛等を要請する緊急事態措置がなされたことを踏まえ、島しょ地域にある都立学校について、4月8日から5月6日までの間、臨時休業とする。（教育長臨時代理決定）

3 学校活動の取扱いについて（すでに休業している学校を含む。）

- 入学式は延期する。
- 緊急事態宣言が解除されるまで、登校日は設定しない。
- 児童・生徒が自宅で行う学習課題については、ICTの活用や郵送等により対応する。
- 特別支援学校において、保護者の都合により児童・生徒等が自宅等で過ごすことが困難な場合、また、子供たちの精神的な安定という観点から必要な場合は、学校で過ごすことができるようにする。
- 教職員については、校務運営上、学校に出勤しないと行えない業務のための最小限の人員を除き、原則として自宅勤務を行う。

4 区市町村への依頼

区市町村教育委員会に対し、都立学校の取組を参考として、引き続き、感染拡大防止の取組への協力を依頼し、あわせて、子供の居場所の確保やICTを活用した学習支援等についての対応も依頼する。